

松阪市建築計画概要書等閲覧規程

平成 17 年 1 月 1 日告示第 21 号
改正 平成 18 年 6 月 30 日告示第 159 号
平成 22 年 3 月 31 日告示第 99 号
平成 23 年 3 月 31 日告示第 129 号
平成 26 年 3 月 31 日告示第 170 号
平成 29 年 3 月 21 日告示第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 93 条の 2 及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 4 の規定に基づき、同条第 1 項各号に規定する書類（以下「概要書等」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 概要書等の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、次のとおりとする。
松阪市建設部建築開発課

(閲覧時間等)

第 3 条 閲覧所における概要書等の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(閲覧所の休業日)

第 4 条 閲覧所の休業日（概要書等を閲覧に供しない日をいう。以下同じ。）は、松阪市の休業日を定める条例（平成 17 年松阪市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に定める日とする。

(臨時休業日)

第 5 条 市長は、概要書等の整理その他必要と認めるときは、前 2 条の規定にかかわらず臨時に休業日を設け、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第 6 条 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧申込書（別記様式）により必要な事項を記して閲覧の申請をしなければならない。ただし、審査中の概要書等については、閲覧することができない。

(閲覧の禁止又は停止)

第7条 市長は、概要書等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 概要書等を、閲覧所以外に持ち出すおそれがあるとき。
- (2) 概要書等を汚損し損傷し、若しくは加筆し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) カメラ(カメラ付携帯電話を含む。)による撮影をし、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 国土交通省が発信する技術的助言及び閲覧所に掲示する注意事項に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。

(個人情報保護)

第8条 概要書等を閲覧し、若しくは転記し、又は情報公開請求により写しの交付を受けた者は、これらにより知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日告示第159号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第99号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第129号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の松阪市建築計画概要書閲覧規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成26年3月31日告示第170号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日告示第99号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。